后川朱公報

令和 3 年 3 月 31 日 (水曜日)

号

外

(第 22 号)

目

次

教育委員会

- ○石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する 増則
- ○行政手続における押印の見直しのための関係規則の整備に関する規則

○申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則第2 条に規定する申請書等の廃止

.

教 育 委 員 会

今和三年三月三十一日石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第一号

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

12

第十二条第一項第四号の表石川県教員総合研修センターの項中石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

総務・広報課

リーダー養成研修課

自主研修サポート課

基本研修課

教育相談課

いしかわ師範塾

総務 · 広報課

リーダー養成研修課

自主研修サポート課

基本研修課

GIGAスクールサポート課

教育相談課

いしかわ師館塾

に改める。

温 宝

この規則は、今和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日行政手続における押印の見直しのための関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

石川 県 数 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第二号

行政手続における押印の見直しのための関係規則の整備に関する規則

(石川県教育委員会聴聞規則の一部改正)

第一条 石川県教育委員会聴聞規則(平成六年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第三項中「記名押印」を「記名」に改める。

芸品様打紙 | 中日「殿」や「様」以、「日本工業規格」や「日本産業規格」以名をゆ。

別記様式第二号から別記様式第五号までの規定中「顋」を「森」に改め、「宮」を削り、「田科川継海森」を「田

本産業規格」とおるゆ。

別記様式第八号中「隠」を「森」に改め、「⑮」を削り、「田科日継法案」を「田科開継法案」に改める。別記様式第六号及び別記様式第七号中「⑮」を削り、「田科日継法案」を「田科開継法案」に改める。

第二条 石川県教育職員免許法令施行細則(昭和四十三年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正す

年 月 日生

年

に改め、同様式備考を削る。

月

日生.

® 物

に改め、同様式備考を

4

2 令和 3 年 3 月 31 日 (水曜日)

ふ り が な

ふりが な

氏

氏

当る。

申

正する。

(石川県立中学校規則の一部改正)

別記様式第一号及び別記様式第二号中「顋」を「森」に改め、「⑮」を削る。

(石川県技能教育施設の指定等に関する規則の一部改正)

(石川県立高等学校規則の一部牧正)

第四条 学校教育法施行細則(昭和三十一年石川県教育委員会規則第十五号)の一部を決のように改正する。

(学校教育法施行網則の一部改正)

」に改め、同様式備考を削る。

」に改め、同様式備考を削る。

泰 代 张 一 即 中 「 氏 名

泰 代 雅 川 亦 日 「 氏 名

様式第五号備考以外の部分中「亞」を削り、同様式備考を削る。

様式第四号傭考以外の部分中「巴」を削り、同様式傭考を削る。

様式第一号傭考以外の部分中「巴」を削り、同様式傭者を削る。

泰 代 张 代 中 一 「 氏 名 印一知「氏名

」に改め、同様式備考を削る。

練式雞七中十一氏名

第三条 教育職員免許状の更新等に関する規則(平成二十一年石川県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改

印」や「氏名

印一如「氏名

印」や「氏名

」に改め、同様式備考を削る。

第七号様式中「⑤」を削る。

第五条 石川県立高等学校規則(昭和三十七年石川県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中「⑮」を削り、同様式蝕を削る。

第四号様式中「雪」を削り、同様式油を削る。

第六条 石川県技能教育施設の指定等に関する規則(平成五年石川県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改

第七条 石川県立中学校規則(平成十五年石川県教育委員会規則第十六号)の一部を炊のように改正する。

別記様式第二号中「⑮」を削り、同様式蝕を削る。

別記様式第三号中「⑮」を削り、同様式蝕を削る。

(石川県教育職員免許法令施行細則の一部改正)

様式第二号中「穹」を削り、同様式備考を削る。

様式第十号備考以外の部分中「巴」を削り、

名

名

様式第一号中「顋」を「森」に改め、「⊜」を削り、同様式備考を削る。

様式第五号中「悪」を「森」に改め、「⊜」を削り、同様式備考を削る。

様式第十一号中「顋」を「森」に改め、「⑤」を削り、同様式備考を削る。 様式第十二号中「顋」を「森」に改め、「⑤」を削り、同様式備考を削る。

(教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正)

様式第十三号備考以外の部分中「悪」を「森」に改め、「巴」を削り、同様式備考を削る。

様式第十五号備考以外の部分中「悪」を「森」に改め、「巴」を削り、同様式備考を削る。

様式第三号備考以外の部分中「巴」を削り、同様式備考を削る。

(石川県立生涯学習センター管理規則の一部改正)

第八条 石川県立生涯学習センター管理規則(昭和四十一年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正

別記様式第一号中「⑮」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第三号中「⑤」を削り、同様式中備考さを削り、備考1を備考とする。

別記様式第五号中「⑤」を削り、同様式備考を削る。

(石川県立白山青年の家管理規則の一部改正)

第九条 石川県立白山青年の家管理規則(昭和四十四年石川県教育委員会規則第九号)の一部を炊のように改正する。 別記様式第一号中「⑤」を削り、同様式備考を削る。

(石川県立少年自然の家管理規則の一部改正)

第十条(石川県立少年自然の家管理規則(昭和四十八年石川県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正す

別記様式第一号中「⑤」を削り、同様式備考を削る。

(石川県立自然史資料館管理規則の一部改正)

第十一条 石川県立自然史資料館管理規則(平成十八年石川県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正す No°

別記様式第一号中「⑤」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第二号中「穹」を削る。

(石川県文化財保護条例施行規則の一部改正)

第十二条 石川県文化財保護条例施行規則(昭和三十二年石川県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正す

別記第一号様式、別記第三号様式から別記第九号様式まで、別記第十一号様式及び別記第十二号様式中「悪」を 「檪」に収め、「⑩」や型ゆ。

別記第十三号様式中

「別記第13号様式(第20条関係)

年 月 日 保持者 住 所 氏 名

「別記第13号様式(第20条関係)

年 月 日

石川県教育委員会 様

保持者 住 所 氏 名

別記第十四号様式から別記第十六号様式までの規定中「顋」を「森」に改め、「⑤」を削る。 別記第十七号様式から別記第十九号様式までの規定中「隳」を「森」に改め、「轡」を削り、

「4 届出者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合には、押印を省略することが

できる。 4 T

(添付書類)

に改める。

に改める。

(添付書類)

|云温紙||十中蜒代士「殿」や「様」とAS´「印」や三S´「発見者の場所」や「発見の場所」と、

「1 発見者及び発見された土地の所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに主たる 事務所の所在地を記入すること。

2 申請者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合には、押印を省略することが

「 発見者及び発見された土地の所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事 務所の所在地を記入すること。

に改める。

(石川県埋蔵文化財センター管理規則の一部改正)

る。第十三条 石川県埋蔵文化財センター管理規則(平成十年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正す

別記様式第一号中「⑮」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第二号中「⑤」を削る。

(石川県立輪島漆芸技術研修所受講規程の一部改正)

改正する。第十四条 石川県立輪島漆芸技術研修所受講規程(昭和四十七年石川県教育委員会規則第十号)の一部を次のように

別記様式第一号及び別記様式第二号中「雹」を削る。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「悪」を「森」に改め、「⊜」を削る。

宝 宝

(烟行期日)

1 この規則は、今和三年四月一日から施行する。

(申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則の廃止)

- (経過措置) の押削の義務付けの緩和に関する規則(平成十一年石川県教育委員会規則第六号)は、廃止する。
- 用することができる。 3 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使

石川県教育委員会告示第6号

申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則第2条に規定する申請書等(平成11年石川県教育委員会告示第10号)は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年3月31日

石川県教育委員会